あきる野市観光施設の設置及び管理に関する条例(以下「観光施設条例」という。)に規定する秋川橋河川公園、第1水辺公園リバーサイドパークーの谷及び第4水辺公園秋川ふれあいランド(以下「河川公園等」という。)については、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、引き続きあきる野市観光協会に次のような理由により管理を行わせる。

理由

河川公園等については、河川管理者である東京都知事から河川占用の許可を受け、観光客の利便性と河川環境保全を目的に占有地を整備し、トイレ、水道敷設及び洗い場の建設を行い、バーベキュー場として整備している。

平成14年3月に発行された西多摩地域入込観光客数調査では、秋川の川遊びには年間12万人の人が訪れており、その内、河川公園等の利用者は、平成14年度は約

83,879人(平成14年度事務報告書)、平成15年度は約65,840人(平成15年度事務報告書)、平成16年度は約78,600人(平成16年度事務報告書)と、半数以上を占めており、市を代表する観光施設に位置付けされている。

河川公園等は、現在、あきる野市観光協会が管理し、運営しているが、あきる野市観光協会は、市の観光事業の振興を図り、併せて地域文化・産業の向上発展に寄与することを目的として、観光資源の保護、観光客の誘致、観光施設の充実改善、各種観光施設の管理運営などの事業を行っており、観光施設条例の目的である観光事業の振興及び観光資源の保全を図り、もって地域住民等との交流の拠点とすることと一致しているものである。

以上のことから、当市における最も貴重な観光資源である秋川渓谷を清流として維持し、観光客の利便性を存続していくため、目的や事業内容から判断し、河川公園等は観光協会が引き続き管理していくことが最も望ましいものであり、それにより、今後も安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できるものである。